

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 2 9 号
件 名	新潟市地域活動支援センター事業補助金交付基準の見直しについて
紹 介 議 員	平松洋一，飯塚孝子，加藤大弥，本図良雄，永井武弘
要 旨	<p>従来，新潟市地域活動支援センター事業補助金交付要綱において規定する地域活動支援センターⅢ型(以下「センター」という)の運営補助額は各年度4月1日の利用者数を算定の基準として確定されてきました。</p> <p>しかしながら，昨年①基準日以降に利用人数の変更があっても補助額に変更がないこと。②1日当たりの実利用人数をおおむね10人としているものの，各センターの利用実態として，規定を満たさない現状があることを理由に，補助基準を見直し利用者数に応じた単価方式に変更するとの方針が各センターへ通知され説明がなされました。</p> <p>しかし，この方式のあまりのひどさに批判が集まり，一部手直しを求められました。その結果，多少の改善はなされましたが，ほとんど問題点は解決されていません。</p> <p>第1に，精神障がい者のセンター利用者は大部分2級の人で，しかも時間延長は不可能な人となるため(注)，最低単価の補助しか受けられません。</p> <p>(注) 1級の方は，ほとんどの人が入院を余儀なくされています。</p> <p>第2に，精神障がいの特性上，状態が変化しやすく日によっても変化を来し，1日のうちでも変化しやすいので通常の働き方はできません。</p> <p>また，とても疲れやすく，平日でも休みをとらなければならない人，1日のうちでも数時間くらいしか作業できない人が多く通所しているため，実質利用時間を確保することが困難です。</p> <p>第3に，そのため単価方式では，かなりのセンターで年間数百万円もの減額が生じ，運営が困難になり閉鎖せざるを得ないことが予想されます。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 } 平成26年12月8日 第3項 } 市民厚生常任委員会</p>
受 理	平成26年12月2日 第487号

第4に、大規模な減額は、スタッフの賃金の低下を招き、さらに経験年数加算が廃止されることも加わって、働く意欲が減退してしまう心配があります。

第5に、センターの閉鎖は、日中活動の場を狭め、精神障がい者の70%以上のひきこもりや地域移行した人の生活の場を奪ってしまうこととなります。これは、普通の生活をという精神障がい者やその家族の願いに逆行するだけではなく、国の精神障がい者政策にも逆行することとなります。

第6に、以上のことなどから、全国の政令指定都市でも単価方式は実情に合わないとして取り入れている市がほとんどありません。

上記のことから、私ども新潟市精神障害者家族会連絡協議会は精神障がい者の特殊性を配慮し、安心して日中活動にいそしめるよう、下記のことについて強く要望するものです。

#### 記

- 1 センターの補助金交付基準について利用者数に応じた単価方式の導入をやめ、原則として従来方式を堅持すること。
- 2 その上で従来方式の弊害とされている利用実績と補助基準の乖離問題は前年度実績に基づいて新年度の補助額を算定する（激変施設は年度末で調整など）、土曜、日曜、祝日等の開所、平日の時間延長などに対しては相応の補助金の増額を行うなど工夫をし、地域活動支援センターⅢ型施設側と十分話し合うこと。
- 3 精神障がい者の特殊性を配慮すること。